

## 広島県公安委員会公告第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成27年3月5日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

### 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

#### (1) 学科試験

| 種別及び級          | 実施期日                             | 実施場所                           | 定員        |
|----------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 交通誘導警備<br>業務2級 | 平成27年6月11日（木）<br>午前9時30分から午後0時まで | 広島市中区基町9番42号<br>広島県警察本部17階小会議室 | 30人<br>程度 |

#### (2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

| 種別及び級          | 実施期日                            | 実施場所                            |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 交通誘導警備<br>業務2級 | 平成27年7月4日（土）<br>午前8時30分から午後5時まで | 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号<br>広島県運転免許センター |

### 2 受検資格

広島県内に住所地がある者又は広島県内に所在する営業所に所属する警備員である者

### 3 検定の科目

| 種別             | 試験区分 | 科目  |
|----------------|------|---|
| 交通誘導警備<br>業務2級 | 学科試験 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li><li>○ 法令に関すること。</li><li>○ 車両等の誘導に関すること。</li><li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li></ul> |
|                | 実技試験 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 車両等の誘導に関すること。</li><li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li></ul>  |

#### 4 検定申請手続等

##### (1) 届出方法

ア 受検希望者本人が、下記(2)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの直接検定受検希望届出書により届出を行うこと。

イ 受検予定者の決定及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

##### (2) 直接検定受検希望届出書（交通誘導警備業務2級に係る検定）の提出期間

平成27年5月25日（月）から平成27年5月29日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員になり次第締め切る。

##### (3) 検定申請書の提出先

受検予定者に決定した者は、下記5の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申請は認めない。

##### (4) 検定申請書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

#### 5 提出書類等

##### (1) 検定申請書1通

(2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ

##### (3) 写真2枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

#### 6 検定手数料及び納付方法

##### (1) 検定手数料

14,000円

##### (2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は返還しない。

#### 7 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

#### 8 服装及び持参物

##### (1) 服装

私服（実技試験においては、運動ができる服装）

##### (2) 持参物

受検票，筆記用具及び印鑑

9 検定の実施

この検定は，広島県公安委員会が実施する。

10 問合せ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話 (082) 228-0110 (内線3052)

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

11 その他

試験内容に関する問合せは，一切受け付けない。